

第7節 郵便・信書便事業

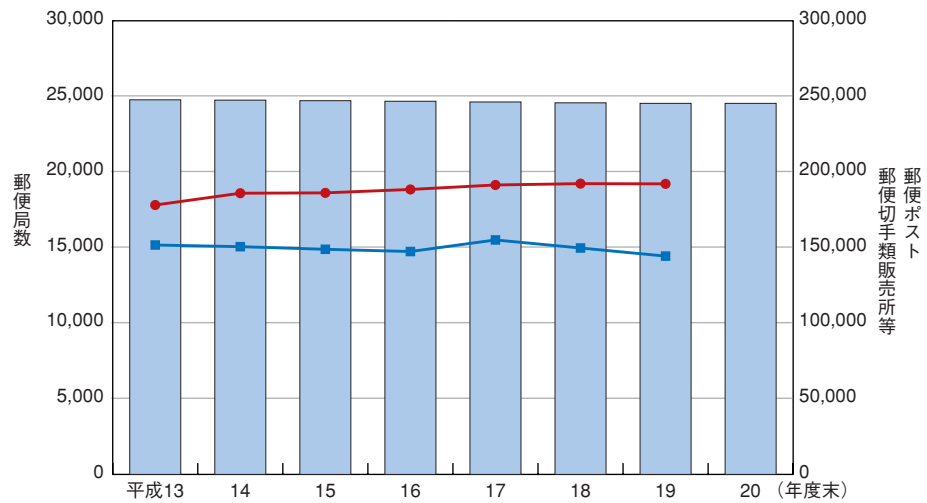
1 郵便事業

(1) 郵便事業関連施設数

平成20年度末における郵便局数は、2万4,539局となっている（図表4-7-1-1）。この内訳をみると、直営の郵便局が2万237局、簡易郵便局が3,939局となっている。ま

た、郵便局を営業中、閉鎖中の別でみると、営業中が2万4,176局、閉鎖中が363局となっている（図表4-7-1-2）。

図表4-7-1-1 郵便事業の関連施設数の推移



郵便局	24,773	24,752	24,715	24,678	24,631	24,574	24,540	24,539
郵便ポスト	178,160	185,966	186,200	188,458	191,423	192,300	192,157	-
郵便切手類販売所・印紙売りさばき所	151,722	150,617	148,889	147,410	155,069	149,734	144,383	-

※ 平成20年度末の郵便ポスト及び郵便切手類販売所・印紙売りさばき所の数値は集計中

総務省資料により作成

図表4-7-1-2 郵便局数の内訳（平成20年度末）

（単位：局）

営業中の郵便局				閉鎖中の郵便局				計
直営の郵便局		簡易郵便局	小計	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	
郵便局	分室			郵便局	分室			
20,201	36	3,939	24,176	9	0	354	363	24,539

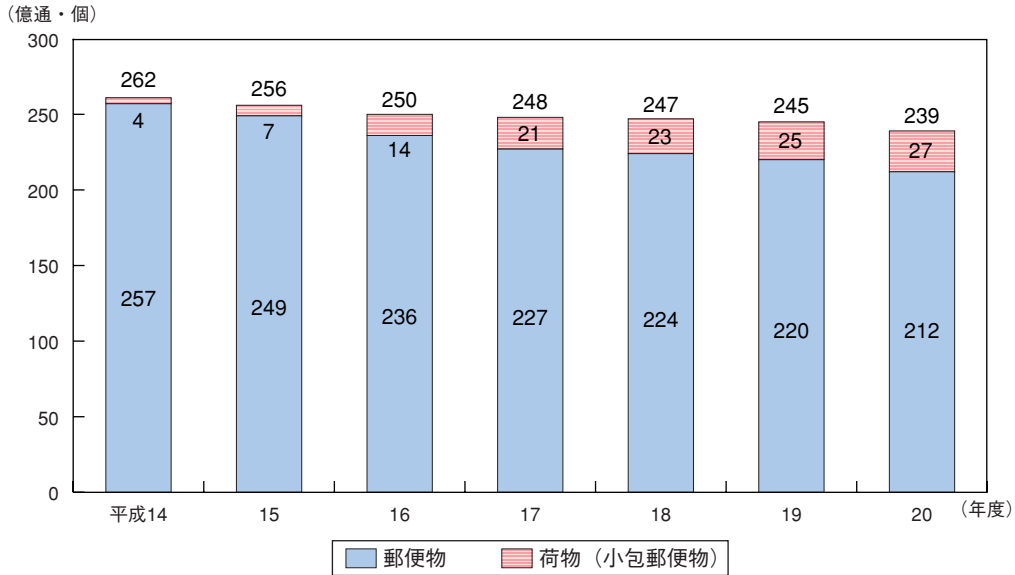
- ※ 「簡易郵便局」は、委託契約により営業している郵便局
- ※ 「閉鎖中の郵便局」は、一時閉鎖として窓口業務を休止している郵便局
- ※ 「閉鎖中の郵便局」の「簡易郵便局」354局のうち、121局においては、移動社員又は渉外社員の出張サービスを実施
- ※ 「営業中の郵便局」の分室36局のうち、3局は、簡易郵便局の一時閉鎖の応急処置として暫定的に設置

総務省資料により作成

(2) 引受郵便物数等

平成20年度における総引受郵便物数等は、239億2,994万通・個（内国小包郵便物）27億195万個、国際郵便物6,925万通）となっている（図表4-7-1-3）。

図表4-7-1-3 総引受郵便物数等の推移



※ 旧郵便法の規定による小包郵便物は、郵政民営化後、貨物自動車運送事業法に基づくサービス(荷物)として提供されている

総務省資料により作成

(3) 郵便事業の財務状況

平成20年度の郵便事業の純利益は、298億円となっている（図表4-7-1-4）。

図表4-7-1-4 郵便事業損益（決算）

	平成15	16	17	18	19上期	19下期	20(年度)
純利益	263	283	26	18	-1,250	694	298

※ 平成19年度数値は、平成19年10月の郵政民営化前後で、事業体が異なるため、上期(4~9月)、下期(10~3月)に分けて記載している
 ※ 平成19年度上期の決算は、年賀郵便がない年度前半であるため赤字となっている
 ※ 平成19年度上期の決算は、共済整理資源の引当金計上の影響を除いている

総務省資料により作成

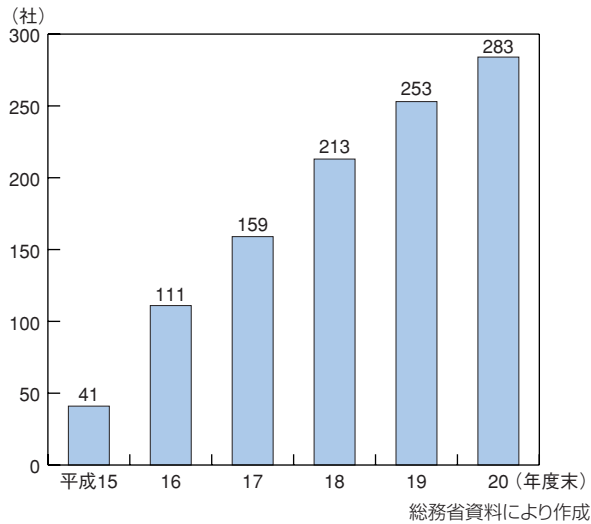
2 信書便事業

(1) 事業者数

平成15年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）施行後、一般信書便事業¹への参入は行われていないものの、特定信書便事業²への参入は着実に増加しており、平成20年度末現在で283

者が参入している（図表4-7-2-1）。また、提供役務の種類別にみると、1号役務での参入が比較的多く見られる（図表4-7-2-2）。

図表4-7-2-1 特定信書便事業者数の推移



図表4-7-2-2 提供役務種類別・事業者数の推移

(単位：社)

	平成15	16	17	18	19	20(年度末)
1号役務	22	80	132	176	206	235
2号役務	21	48	63	77	96	103
3号役務	15	47	73	101	124	141

※ 複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者とは一致しない
 ・1号役務 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務
 ・2号役務 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務
 ・3号役務 国内において、その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務

総務省資料により作成

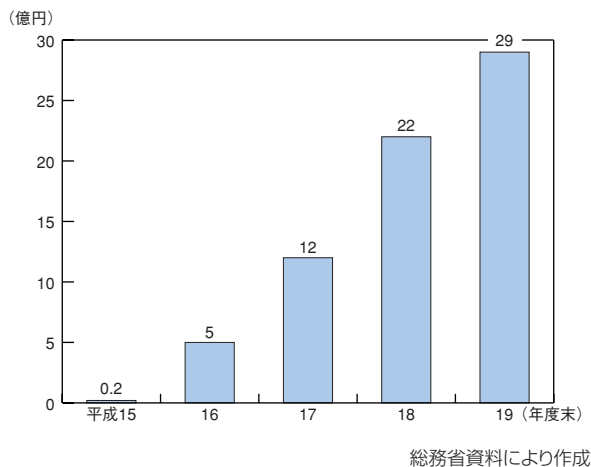
(2) 売上高

平成19年度の特定信書便事業者の売上高は、29億円（図表4-7-2-3）となっており、対前年度比32%の伸びを示している

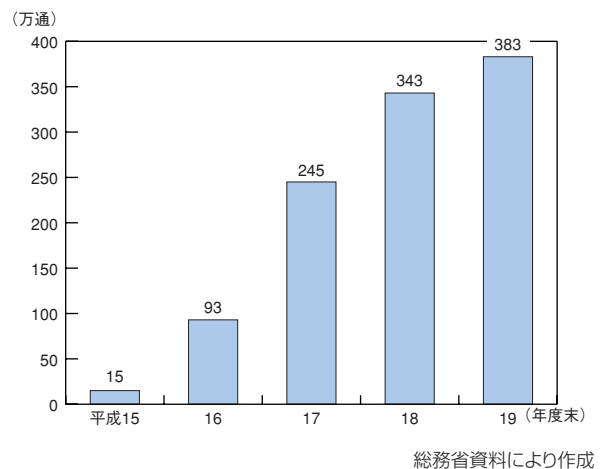
(3) 取扱実績

平成19年度末の引受信書便物数は、383万通となっており、対前年度比12%の伸びを示している（図表4-7-2-4）。

図表4-7-2-3 信書便事業者の売上高の推移



図表4-7-2-4 引受信書便物数の推移



1 一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

2 創意工夫を凝らした「特定サービス型」の事業。特定信書便役務（1号～3号）のいずれかをみたく必要がある